

市内バス路線関内弄月線の再編について



問 企画課企画調整係
(市役所 2階 ☎23-3331 内線212・214)

市内バス路線のうち、関内弄月線2系統（東関内経由、中萩原経由）は、長期間に渡り運行経路が見直されてきませんでした。

その間、交通手段として自家用車が多く利用されるようになったことや、人口の減少などで、一部の地域では、このバスの利用者が著しく減少しています。

また、市内ではここ数年で、新しい公共施設ができるなど、まちの様子も変化しています。

そこで市では、この路線がより現在のまちの状況に合った運行になるよう、運行経路の見直しや停留所の新設・廃止などで、路線の再編を検討しています。

再編への意見の募集と説明会を下記の日程で行いますので、ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。



市民意見の募集

受付期間

7月24日(木)～8月22日(金)

※意見を提出する場合は、必ず住所・氏名を記入してください。無記名の場合、提出は無効です

説明会の開催

説明会は、どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

開催日時・場所

地区	日時	説明会の場所
弄月・萩原	7月16日(水) 午後7時～	みらい館
関内	7月17日(木) 午後6時～	関内福祉会館

医療費助成制度のお知らせ

市では、乳幼児、心身に重い障がいのある方、ひとり親家庭の方などに医療費の助成を行っています。これは、病院などにかかったときに支払う医療費の自己負担額の一部を市が助成するものです。

受給者証をお持ちの方

現在お使いの医療費受給者証の有効期限は今年7月31日までで、新しい受給者証は7月中に郵送する予定です。

左記のどちらかに該当する方は、平成25年分所得などの確認書類の提出を個別にお願いしています。

まだ提出していない方は、受給者証の交付ができませんので、速やかに提出してください。

●平成26年1月2日以降に伊達市に転入された方

●世帯の主たる生計維持者の方が伊達市外にお住まいのとき
提出書類

平成26年度所得・課税証明書が平成26年度市（町村）民税・道（都府県）民税特別徴収税額の通知書



また、平成26年度住民税申告（平成25年分確定申告）をしていない方は、速やかに申告してください。

収入がない方や障害年金・遺族年金受給者の方（課税収入がない方）も住民税の申告が必要です。

申告は、保険医療課医療給付係（市役所1階③番窓口）か、大滝総合支所で受け付けします。

新しく申請する方

新たに対象になる方は、健康保険に加入している下記の表に該当する方です。忘れずに申請手続きをしてください。

※この場合も所得制限がありません
手続きの方法

健康保険証、身体障害者手帳が療育手帳などを窓口を持参し、申請してください。

※転入された方は、所得・課税状況・扶養人数がわかるもの（所得・課税証明など）が必要です

※受給者証を申請したあとで、申請時の届出内容（住所や加入している健康保険など）に変更があったときは、速やかに届出をしてください

制度区分	医療費助成の対象	助成の内容
乳幼児等	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校就学前の乳幼児の入院・通院にかかる医療費 ●小学生の入院・訪問看護にかかる医療費 ※小学生の場合は、入院または訪問看護を受ける際に申請してください 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民税課税世帯の方は、自己負担が1割負担 <月額上限> 入院 44,400円 通院 12,000円 ●3歳未満の乳幼児と市民税非課税世帯の方は、自己負担が初診時一部負担金のみ <初診時一部負担金> 内科 580円 歯科 510円 柔道整復（乳幼児除く）270円
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の交付を受け、障害等級が1級・2級・3級の内部疾患（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいのある方）に該当する方 ●重度の知的障がいと判定・診断された方（療育手帳でA判定） ●入院・通院とも対象 ●精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方は、通院のみ対象 	
ひとり親家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等の世帯で18歳に達する年度末までの児童（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く）に就学している児童は在学期間） ※18歳以上の児童で進学などのため引き続き扶養されている場合は、申請することで20歳に達する月まで対象 ●入院・通院とも対象 ※この児童を扶養している母（父）は、入院した場合のみ対象 	

保険医療課医療給付係

問

（市役所1階③番窓口）
☎内線280・287

医療費が高額になり、高額療養費が発生したとき、高額療養費を含む自己負担額は受給者に代わって市が支払っています。

そのため、市が皆さんに代わって高額療養費を請求するため、受領委任の書類などをいただくことがあります。

また、加入している健康保険から直接皆さんに高額療養費が支給されたときには、市に返還いただくこともあります。

※入院する（した）場合は、加入している健康保険に申請し「限度額適用認定証」の交付を受ける手続きをしてください

限度額適用認定証って？

受診時に医療機関の窓口に表示すると、医療機関に支払う自己負担額（保険診療外の費用や食事代などを除く）が一定の額になります。

年齢などの条件がありますので詳しくは担当にお問い合わせください。